

運 営 規 程

介護老人保健施設 おおつかの郷

(指定介護短期入所療養介護)

(事業の目的)

第1条 医療法人田中会が実施する指定短期入所療養介護事業所（以下「本施設」という、の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、医師や看護師等（以下「事業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な本施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設は、要支援、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な療養並びに日常生活の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

3 当施設は、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当施設の従業者は、指定短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

5 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称：介護老人保健施設 おおつかの郷

(2) 所在地：熊本県菊池郡大津町陣内1165

(3) 開設年月日 平成7年5月26日

(4) 電話番号 096-294-1500 FAX 番号096-294-0478

(5) 管理者名 田中 素美

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（4352680039号）

(従業者の職種、員数及び勤務内容)

第4条 当施設に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 施設長：1名（常勤、医師と兼務）

施設長は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、施設の人員、設備又は運営に関する基準4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。又医師として入所者の診療を行う。

(2) 医師：1名（常勤）

医師は、入所者の診療を行う。

(3) 看護師・介護職員の総数は29名以上（常勤、非常勤）で看護・介護職員の総数の7分の2は看護職員が職員とする。

看護職員：9名以上（常勤、非常勤）

看護師は、医師の指示のもと診察の補助を行うとともに、入所者の一般状態の観察及び必要な看護業務全般を行う。

看護・介護職員の総数の7分の5は介護職員が標準とする。

介護職員は、医学的管理下における歩行、入浴、排泄、食事の介助及び身の回りの世話等介護業務全般を行う。

(4) 理学療法士：1名以上（常勤・非常勤）

作業療法士：1名以上（常勤・非常勤）

作業療法士・理学療法士は、医師の指示のもと入所者の心身の諸機能の維持回復を目的とした機能訓練を行う。

(5) 薬剤師：1名（非常勤）

薬剤師は、医師の指示のもと調剤等の必要な薬剤業務を行う。

(6) 支援相談員：1名以上（常勤）

入所から退所時まで利用者及び家族の相談を受け、その支援を行う。

(7) 介護支援専門委員：1名以上（常勤）

介護支援専門委員は、利用者の相談に応じ短期入所療養介護サービス計画を作成し、支援を行う

(8) 管理栄養士：1名以上（常勤）

管理栄養士は、献立表を作成し利用者の栄養及び管理指導、器具等の環境衛生、栄養相談等の業務を行う。

(利用者の定員)

第5条 介護サービスの内容は、次の通りとする

1. 計画の作成

(1) 介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者

が利用するサービス継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目的を達成するための具体的なサービス内容等記載した短期入所療養介護計画を作成する。

- (2) 介護支援専門員は、短期入所療養介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所療養介護を作成し、利用者又は、その家族に対し、その内容等について説明する。
2. 医師は、常に利用者の病状や心身の状態の把握に努め、療養の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、適切な診断を基とし、療養上妥当適切な診療を行う。又、利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた時は、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じるものとする。
 3. 機能訓練は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は適切なりハビリテーションを計画的に行う。
 4. 看護及び医学的管理下における介護
 - (1) 利用者の症状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下に介護サービスの提供を行う。
 - (2) 1週間に2回以上、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別入浴や介助浴等適切な方法により入浴させる。尚、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清拭を行い、身体の清潔の保持に努める。
 - (3) 利用者の病状及び心身の状況に応じ、トイレ誘導や排泄介助等適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。又、おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換する。
 - (4) 利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活の世話を適切に行う。
 - (5) 利用者に対して、利用者の負担により、当該本施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けられない。
 5. 食事の提供
 - (1) 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものを地味するとともに食事相談を行う。
 - (2) 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものを提供する。
 - (3) 食事時間は、適切なものとし、夕食時間は午後5時以降とする。
 - (4) 利用者の食事は、その者の自立支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行うよう支援する。

(介護サービスの提供に際しての重要事項の説明及び同意)

第6条 本施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規

定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

第7条 当施設は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入院して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要があるものを対象に、介護老人保健施設において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 法定代理受領分の介護報酬は、厚生労働大臣の定める額とし、法廷受領サービスに該当する指定短期入所療養介護サービスを提供した際には、利用者から介護保険負担割合証の記載に準じた負担を受けるものとする。

- 2 法定代理受領分以外のサービスについては、利用者一旦金額を負担させる。この場合、法定代理受領分以外のサービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、居宅サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 利用料として居住費（滞在費）、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、熊本市、菊陽町、大津町、合志市、菊池市、西原村の地域とする。

(身体拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(本施設の利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は本施設の利用に際し、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 入所中は、入所生活における秩序を守り、故意に他の利用者に対して危害を加えたり、プライバシーを侵害するような行為を行ってはならない。
- (2) 器具、機材を利用する際は、あらかじめ定められた利用方法により適切に行い、利用が制限されている器具、機材の利用に際しては、従業者の許可を得なければならない。又、従業者以外入退室が制限されている施設の利用については、職員の許可を得るものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に際しての必要な具体的な計画の策定、非難、救出訓練の実施等に関する項は、おおつかの郷が別に規定する消防計画書に準ずる。

- 2 当事業所が別に規定する防災訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理)

第14条 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、定期的に設備検査及び水質検査を行う等、衛生的な管理に努め、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 本施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(秘密保持)

第15条 本施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 本施設の従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で

- なくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 本施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第16条 提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及び家族からの苦情には、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 苦情処理の担当者及び連絡先は、次の通りとする。

担当窓口・支援相談員

・リスクマネジャー

連絡先 Tel 096-294-1500

- 3 苦情処理の方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者等に対する事実確認を行う。
- (2) 苦情に対する内部検討を行う。
- (3) 苦情を受けた日から3日以内に利用者等に対する検討結果の説明を行う。
- (4) 苦情内容、処理結果を台帳に記載し、再発の防止に役立てる。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対する指定短期入所療養介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、担当従業者に対し事故の状況報告を求め、その原因を解明し、再発防止のための策を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定短期入所療養介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 3 施設医師の医学的判断により、専門的な医学対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又はほかの専門機関での診療を依頼する。

- 4 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修

- 5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第18条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護サービスにかかる費用の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(市町村等への通知)

第20条 本施設は、指定短期入所療養介護サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 指定短期入所療養介護サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退所しないとき。
- (2) 正当な理由なしに指定短期入所療養介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第21条 本施設は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

2 本施設は、居宅介護支援事業者又はその業者から、当該施設の退所利用者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したい。

(記録の保存)

第22条 本施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 本施設は、短期入所療養介護サービス計画書、診療録その他の提供した短期入所療養介護サービスに係る記録及び市町村の通知に係る記録等を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存する。

3 診療録は、その完結の日から5年間保存する。

(職員の服務規律)

第23条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第24条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第25条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める〇〇法人〇〇会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第26条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(その他の運営に関する事項)

第27条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人田中会と短期入所療養介護の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付則

この規定は、平成21年4月1日より施行する。

この規定は平成27年4月1日より改訂する。(第20条2項文書保存期限変更)

この規定は平成27年8月1日より改訂する。(第9条1項負担額割合の変更)

この規定は平成29年1月1日より改訂する。(第9条4項2号食費の変更)

この規定は令和元年10月1日より改訂する。(第9条4項2号食費の変更)

この規定は令和6年4月1日より改訂する (第18条業務継続計画の策定等の追加)

(第23条職員の服務規律の追加)

(第24条職員の質の確保の追加)

(第25条職員の勤務条件の追加)

(第26条職員の健康管理の追加)

